

魚津市告示第1号

魚津市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について  
魚津市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成19年魚津市告示第8号）  
の一部を次のように改正する。

令和8年1月5日

魚津市長　　村椿　晃

改正後	改正前
第1条 - 第5条 (略) (代表者会議)	第1条 - 第5条 (略) (代表者会議)
第6条 代表者会議は、別表に掲げる関係機関の代表者（魚津市立保育園にあっては、これらの園長の中から市長が指定する者。以下同じ。）をもって構成する。	第6条 代表者会議は、別表に掲げる関係機関の代表者（魚津市立保育園及び魚津市大町幼稚園にあっては、これらの園長の中から市長が指定する者。以下同じ。）をもって構成する。
2 (略)	2 (略)
第7条 - 第11条 (略)	第6条 - 第11条 (略)
別表（第3条関係）【別記1】	別表（第3条関係）【別記1】

## 別表（第3条関係）

## 魚津市要保護児童対策地域協議会関係機関

区分	機関名	守秘義務の区分
教育、福祉関係	魚津市小学校校長会 魚津市中学校校長会 魚津市民間保育園連盟 魚津市立保育園 魚津市PTA連合会	1号 1号 3号 1号 3号
地域活動団体	魚津市社会福祉協議会 <u>魚津市民生委員児童委員協議会</u> 魚津市主任児童委員部会 魚津市児童クラブ連合会	2号 3号 3号 3号
(略)		

## 【別記1】

改正前

## 別表（第3条関係）

## 魚津市要保護児童対策地域協議会関係機関

区分	機関名	守秘義務の区分
教育、福祉関係	魚津市小学校校長会 魚津市中学校校長会 魚津市民間保育園連盟 魚津市立保育園及び魚津市大町幼稚園 魚津市PTA連合会	1号 1号 3号 1号 3号
地域活動団体	魚津市社会福祉協議会 魚津市民生児童委員協議会 魚津市主任児童委員部会 魚津市児童クラブ連合会	2号 3号 3号 3号
(略)		

## 附 則

この告示は、公表の日から施行する。